

新たな社会情勢に対して
「各社の対応について業界として足並みを揃える」
ことから生じうる、
独禁法違反リスクについての考え方の基礎

2021年10月27日

桃尾・松尾・難波法律事務所
弁護士 向 宣明



MOMO-O, MATSUO & NAMBA



本日のまとめ

- 新たな社会的価値の実現を目指して、事業者間での連携による取組みが自発的に組成され、あるいは、新たな社会情勢の変化に対応するためにそのように連携した取組みが要請されることがある。それ自体は、独禁法の観点からも、競争促進的であるとして、おそらく通常、特に問題視されるべきものではないことが想定される。
 - 例 サステナビリティと競争法・独禁法
- しかし、本来「各社各様」で行われるべき事業活動について、連携して取り組むこと（足並みを揃えること）は、時にカルテルリスクを孕むものであることに注意を要する（例えば「技術」の採否など）。
- まず、行為の「目的」を明確に定め、その「正当」性を確認する。
 - 「目的」が、一見「競争促進的」でも、実質として「抑制的」なら、この「正当」さが否定され得る。
- 次に、その「『目的』に照らして合理的に必要とされる範囲」という考え方に照らして、その行為の中で、関係者の間で連携・協調することを検討している事項・手段について、実際に連携・協調が必要か、個別に検討する。
 - 特に、数量、技術、製品、設備、取引の相手方にあたる場合には、要注意。ただし、これらにあたるからといって直ちに違反とは限らない。
 - この事項・手法の定め方次第で、実は競争に対して「抑制的」な「目的」が、背景とされているのではないかという議論（疑念）も生じうる。少なくとも「具体的な最低目標ライン」の設定等に関する限りでは、公的な法規制によって定められる方が懸念が少ないのではないかといった指摘がなされるゆえんである（後述）。



目次

1. サステナビリティと競争法（海外の動向）

- ① 議論の背景
- ② OECD Competition Committee Discussion Paper
- ③ 英国競争・市場庁 Environmental Sustainability Agreement and Competition Law

2. カルテルとは（基礎的な事項の確認）

- ① 「自発的な自己拘束の相互認識認容」
- ② その他の要件

3. 我が国における「考え方」の例（正当な目的に照らして合理的に必要な範囲）

- ① リサイクル・ガイドライン
- ② レジ袋有料化の件



サステナビリティと独禁法

- サステナビリティ(sustainability; 持続可能性。あるいはsustainable development; 持続可能な開発)を巡る議論について、時折、その独禁法・競争法との関係性(連携?あるいは緊張関係?)が議論されることがある。
 - これを推進する立場からは、やや怪訝な印象を抱かれているかもしれない?
- これに関して、独禁法・競争法分野の側から、時折「(強制力を持つような)公的な法規制によって進めることの方がよいのでは」といった所感などが表明されることがある。
 - 「普段は自由な競争を標榜している独禁法・競争法分野の実務家から、そのような意見が出るとは、皮肉めいている」といった受け取られ方もされている?
- そういった所感は、「本来、各社各様で行われるべき事業活動が、特に法規制もなく各社の自由に委ねられている状態で、その各社の間での方向性の集約(それによる相互の間での拘束)が図られるということ」に対する、ある種の懸念がある。
- 特に、本来、目標として据えられることに何ら異論のないような状況であるからこそ、一方でそれが不適切に躊躇されたり阻害されたりすることのないようにという配慮が必要である反面、そのような「美名」の下で、本来許されるべきでないような行為までもが見過ごされてしまうことのないように、という警戒感が抱かれることもある。
- また、議論をあえて単純化して、競争の第一義的な目的を「よいものをより安く」と捉えたとすると、それとは異なる社会的価値を目指すために必要となるコスト増について、その分担や転嫁を議論することが、時に独禁法・競争法との緊張を生むと考えられる。



サステナビリティと独禁法

OECD (2020), Sustainability and Competition, OECD Competition Committee Discussion Paper

- 前半で、象徴的には2030 AgendaあるいはUN Sustainable Development Goals (SDGs)と称される決議等を含む一連の動向について概要を整理した上で、サステナビリティと独禁法との関係をどのように整理していくべきかについての議論が紹介されている。
- まず、基本的な捉え方として、独禁法・競争法の側から見たときに、サステナビリティを巡る動向を評価し検討しようとする際の「道具」として、何か新たなものを用意しなければならないということではなく、従前から「効率性 efficiency」という概念で行ってきた議論が、有効に機能するという考え方が示されている。
- その上で、もう少し具体的に見たときに、両者の関係性には、大別して2つの形があるとされ、その1つは、「サステナビリティの観点から見たときに『有害』と評価されるような行為を、禁止したり防いだりすることについて、独禁法・競争法を活用することの可否」というものであり、これはいわば独禁法・競争法を、サステナビリティの戦いのための「武器」として位置付けるものとされる。もう1つは、「サステナビリティのための行為は、独禁法・競争法の観点から、どのように許容されるべきか」というものであり、これはいわば独禁法・競争法を、サステナビリティの戦いにおいて「妨げ」となりうる存在として位置付けた上で、それがまさにサステナビリティのためのものであるということを理由として、どのように許容されるかという議論として整理されている。



サステナビリティと独禁法

OECD (2020), Sustainability and Competition, OECD Competition Committee Discussion Paper

- 「武器」としての独禁法・競争法について:

- まず、冒頭で紹介した独禁法・競争法に議論における「効率性 efficiency」、あるいは「消費者福祉 consumer welfare」を巡る議論と整合的であるとされる。例えば、同じ価格で、サステナビリティに資する程度の異なる2つの商品があった場合、消費者は、よりサステナビリティに資する方の商品を選ぶであろうという想定を前提に議論することができるとされ、これは商品の品質に関する議論として扱うこともできるとされている。
- これまでも、従来型の競争法・独禁法の適用が、同時にサステナビリティの観点から目指されるべき方向と合致することがあることが知られており、例えば企業結合の場面で、対象となる商品分野について、その商品分野における競争が引き続き有効に維持される必要があるという観点から、関連の知的財産権の第三者への譲渡が(いわゆる問題解消措置として)条件付けられていたところ、それがサステナビリティの観点からも積極的に評価すべきものとなったというような事例もあることなどが紹介されている。
- また、例えばサステナビリティの観点からも「最善」とされるもの(技術開発など)があるにもかかわらず、それをあえて目指さない方向で、関係者間での方向性の集約を図るというような行為が認められるような場合については、基本的には、いずれの観点からも否定的に評価されてしまうものとして、ここに位置付けられて議論されている。
 - 【この点私見の限りでは、何が「最善」であるか議論のある中で、(後知恵的には)ある種の次善の策を目指すことになった、というような場面が仮にあったとして、しかしながら行為当時にはその優劣の評価は必ずしも容易ではなかったとすると、それにもかかわらず、そういった優劣を前提に議論を単純化することには慎重であるべきであり、必ずしも常に(ここに位置付けるべきというような)単純な整理ができるとは限らないようにも思われる。】
- なお、例えば(いわゆる)より「地球に優しい」ような商品が開発されるように、といった商品の「多様性 diversity」への影響という点も、上記の、サステナビリティの観点から高評価される技術開発への影響という議論の中で、同様に扱うことができるといった考え方も紹介されている。
- また、独禁法・競争法の議論における「搾取的行為 exploitative practice」に関する議論も、同様に、サステナビリティの観点からの問題の解決に資する面があることが指摘されている。



サステナビリティと独禁法

OECD (2020), Sustainability and Competition, OECD Competition Committee Discussion Paper

- 両者の間に「衝突」があり得るといような場面について：
 - まず、実際には「衝突」が起こらないケースが少なくないことに留意すべきとされる。
 - 【基本的には、この文脈で発せられるメッセージが、できるだけサステナビリティのための議論を阻害しないように配慮したものとなることが目指されるべき、というスタンスが見受けられる。】
 - 例えば、「標準化 Standards」は、一定の条件が満たされる限り、通常は独禁法・競争法の観点から禁止されるべきものとはされない。その条件については一般に、以下のものが挙げられる：
 - 参加に制約がないこと
 - 手続の透明性が確保されていること
 - 遵守が義務づけられていないこと
 - FRAND条件が採用されていること
 - なお、この点に関連して、我が国の公取委の「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」において、「パテントプールが必須特許のみにより構成される場合には、これらすべての特許は規格で規定される機能及び効用を実現する上で補完的な関係に立つことから、ライセンス条件が一定に定められても、これらの特許間の競争が制限されるおそれはない。」と述べられている点は、サステナビリティを巡る議論においても参考となるとして紹介されている。<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/patent.html>



サステナビリティと独禁法

OECD (2020), Sustainability and Competition, OECD Competition Committee Discussion Paper

- 両者の間に「衝突」があり得るというような場面について【続】:
 - さらに、どうやら「衝突」があること自体は否定しがたいという領域についても、その緊張関係の程度には強弱があり、比較的緊張関係が弱い場合の方が多く、二者択一を迫られるような厳しい状況というのは極めて例外的であることが留意されるべき、と述べられている。【なお、見受けられるスタンスについて、同上】
 - 公共政策 (public policy) に関する事項については、従前からの独禁法・競争法の議論における「効率性 efficiency」を巡る議論として扱うことができることが多い、とされる。
 - また、サステナビリティの観点からの商品の価値向上が、商品の品質の改善向上として議論されることもあり得る。
 - この品質の改善向上には、従前からの独禁法・競争法の議論と親和的なものから、やや緊張関係があると思われるものなどもあるとされ、後者には、「将来の利益」に関わるものや、「関連市場の外 (国外) での利益」に関わるものなどがあるとされる。
 - 「将来の利益」については、例えば科学的根拠に基づいてサステナビリティの観点から指摘されている懸念への対処のために必要とされる範囲で漁獲量に制限を設けるという行為が、独禁法・競争法の観点からも許容されるべきであるという議論の際に考慮される「利益」などが、その例として挙げられている。なお、どの程度先の「将来」まで考慮に入れることが許されるかという点については、確定的な年限が設けられるべき議論というよりも、事案に応じて「利益」として認定され得る範囲で、含められ得る範囲が判断されることになるとと思われる。
 - 「関連市場の外 (国外) での利益」については、例えば独禁法・競争法の議論において「二面市場」を巡って、「どのように確定される関連市場全体の需要者に与えられる利益が考慮されるべきであり、カテゴリーで分けられる需要者ごとに考慮されるべきではない」という議論があることが、参考になるとされている。ただし、これがさらに国境を越えた範囲での利益を巡る議論となる場合には、いわゆる域外適用に関する議論が参考となり得るものの、今のところまだ明確な議論の方向性も示されておらず、今後の議論の進展が待たれるところとなる。



サステナビリティと独禁法

OECD (2020), Sustainability and Competition, OECD Competition Committee Discussion Paper

- 両者の間に「衝突」があり得るというような場面について【続】:
 - 両者の緊張関係が高まることが想定される事項として、「効率性 efficiency」や「消費者福祉 consumer welfare」を判断する際の基準を巡る問題がある。
 - 例えば、「社会に与える経済的利益の総体 overall economic benefits to society」を、ここでの考慮にどのように組み入れるかといった議論が紹介されている。
 - この点については、競争当局がその判断に際してこの種の価値評価を行うことの正当性や、判断機関としての適性を巡る問題などが指摘されている。
 - そして例えば、まずは「社会に与える経済的利益の総体 overall economic benefits to society」を評価した上で、それを分配するという段階を踏むことができれば、それによって、「消費者への利益の総体 overall benefit for the consumer」を評価することができるということが示唆されている。一例として、石炭火力発電所を閉鎖するという合意を評価する際に、価格（電気料金と想定される）の値上がりを、行為により回避することのできた費用と比較衡量するという手法が用いられ、具体的には、金銭価値に換算された形での健康上の利益や平均寿命の延びなどと比較して検討するといった手法が示唆されている。そして、それにより確認された「消費者への利益の総体 overall benefit for the consumer」を、より伝統的な（従来の議論の）独禁法・競争法の議論の中で確認される消費者利益に加算して、法的な評価検討を行うべきとされる。
 - また、競争当局がそのような評価を行うことの適性については、立証責任の分配という仕組みも活用しながら解決が図られるべきとされる。
 - なお、手続的な観点で、サステナビリティのための活動が躊躇されてしまうことのないよう、当局からのガイダンスが示されることが有用であるとしつつ、そのような当局による活動の例として、我が国の公取委の「リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針」（以下「公取委リサイクル・ガイドライン」）が挙げられている。
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/risaikuru.html>



サステナビリティと独禁法

Competition & Markets Authority (CMA)(2021),
Environmental Sustainability Agreement and Competition Law

- 英国競争・市場庁として、独禁法・競争法が、サステナビリティのための行為に適用される場合の考え方を整理した公表したもの。
 - － 基本的な考え方として、多くの場合にはサステナビリティのための行為が、独禁法・競争法の観点から問題視されることは少ないと思われるが、他方で、サステナビリティのための行為が躊躇されたり、逆に、独禁法・競争法が正しく理解されないことへの懸念もあるという観点から、今回の考え方の整理公表が行われたことが表明されている。
 - － なお、関連資料として前掲のOECD Competition Committee Discussion Paper等が紹介されている。
 - － 例えば冒頭では、本来競争は、事業者がconsumerのbenefitのために、improvementやinnovationを行うことを促すものであり、独禁法・競争法は、そのために競争を制限したり緩和したりする行為を禁止する、という考え方が示されている。また、サステナビリティのための行為(合意)は、時に、それによる競争の制限を超える利益をもたらすとされ、他方で、その「美名」の下でカルテル行為が隠されるということへの懸念も示されている。
 - － その上で、多くのサステナビリティのための行為において「標準化 standard-setting」が行われることを踏まえつつ、その際の留意事項と禁止事項をそれぞれ列挙している。
 - ・ 留意事項としては、関係者に対してその内容が適時に知らされ、全ての関係者に参加の機会が保障され、その条件がFRANDに則したものとなっており、特にIPが関連する場合にはその必須性の開示を含めて適切な条件が設けられており、各参加者に代替的な標準化についての活動の自由や当該標準化への不参加の自由などが保障されていること、などが挙げられている。
 - ・ 禁止事項としては、必要な範囲を超えていわゆる機微情報の開示や交換を行うこと、当該標準化についての遵守義務を課すこと、各参加者に対して他の代替的な標準化についての活動や当該標準化への不参加を妨げること、競合する事業者や技術などが市場に参入するのを阻害するような基準等を採用すること、などが挙げられている。



サステナビリティと独禁法

Competition & Markets Authority (CMA)(2021),
Environmental Sustainability Agreement and Competition Law

- そもそも現地法制における独禁法・競争法において、価格カルテル、生産数量制限、市場分割や顧客分割、入札談合などの行為はby object restrictionとして、それ自体が禁止されており、これらの行為については、サステナビリティのための行為の関連でも、禁止に抵触しように留意することが求められている。そして、これらの行為については、サステナビリティのためといった「美名」の下での違反行為、という観点で、むしろ厳しい目が向けられ得ることが示唆されている。
- また、競争業者との間での、いわゆる機微情報に関する交換は避けなければならないとされ、将来価格など、公表されていない事業戦略に関する情報などがこれにあたるとされている。他方で、過去の（通常は3年以上前の）情報であって、特定の顧客に関するものであることが判別できないようにされていれば、通常は機微情報とは見なされないとされる。また、業界団体を含む第三者的な組織等を通じて、統計情報を作成する際には、それがあくまで概括的な内容に処理された形で作成され、関係事業者に対してそれぞれから提供されていた個別情報を開示するようなことなく、またその他に関係事業者間での協調行動を招くような使い方をしていない限り、関係事業者それぞれからは具体的な個別情報が（当該第三者に対して）提供されるとしても、それ自体は問題とされないことが説明されている。
- その他、市場シェア等の観点からのセーフ・ハーバーの該非や、適用除外などについて説明されている。



カルテルとは（基礎的な事項の確認）

- ・ 「自発的な自己拘束の相互認識認容」(多摩談合事件・最高裁判決調査官解説)

- ・ 多摩談合事件・最高裁判決(平成24年2月20日)

本件基本合意は、・・・各社が、話し合い等によって入札における落札予定者及び落札予定価格をあらかじめ決定し、落札予定者の落札に協力するという内容の取決めであり、

入札参加業者又は入札参加JVのメインとなった各社は、本来的には自由に入札価格を決めることができるはずのところを、

このような取決めがされたときは、これに制約されて意思決定を行うことになるという意味において、各社の事業活動が事実上拘束される結果となることは明らかであるから、本件基本合意は、法2条6項にいう「その事業活動を拘束し」の要件を充足するものといえることができる。

そして、本件基本合意の成立により、各社の間に、上記の取決めに基づいた行動をとることを互いに認識し認容して歩調を合わせるという意思の連絡が形成されたものといえるから、本件基本合意は、同項にいう「共同して...相互に」の要件も充足するものといえることができる。



カルテルとは（基礎的な事項の確認）

- カルテル行為が禁止される根拠条文 ＝ 独占禁止法3条後段・2条6項
- この法律において「不当な取引制限」とは、
- 事業者が、
- 契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、
- 他の事業者と
- 共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互に
- その事業活動を拘束し、又は遂行することにより、
- 公共の利益に反して、
- 一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

※1 前頁の判断は、上記の赤字部分が充足されることを示したものの。その結果、残される要件のうちの主要なものは、「一定の取引分野における競争の実質的制限」ということになる。

※2 なお、対象に「技術」が挙げられている点も、時に独禁法がサステナビリティを巡る議論と緊張を生じる背景かもしれない。

※3 「公共の利益に反して」について後述。



カルテルとは（基礎的な事項の確認）

- 「一定の取引分野における競争の実質的制限」
 - まず「一定の取引分野」とは、競争の行われる場（市場）を意味する。そしてその画定については、「取引の対象・地域・態様等に応じて、違反者のした共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲」を検討して、その競争が実質的に制限される範囲を画定して決定するという考え方が、実務上、有用と考えられている。
 - この考え方による場合には、「違反行為＝共同行為が対象としている取引」＝「競争が実質的に制限される範囲」をもって「一定の取引分野」が画定されることになる。
 - （ただしこれについては、前掲の最判調査官解説を含め、批判もある。）
 - 次に「競争の実質的制限」とは、市場における競争機能の発揮を妨げることを意味する。
 - （入札談合などの）共同行為は、拘束力をもって有効に機能しているというその存在それ自体が、競争を実質的に制限するものであることの推認を可能ならしめると説明される。
 - 以上を要するに、冒頭の「自発的な自己拘束の相互認識認容」が認められると、実務的にはカルテル（独禁法違反）行為が認定される相当程度の可能性があると言える。
 - ただし、以上はあくまで、実務的な「違反リスクの効率的な探知」のための発想である。
 - 当然のことながら、より厳密には、事案の詳細如何で、違反の成否が左右される。

カルテルとは（基礎的な事項の確認）

- 「公共の利益に反して」
- 石油価格協定刑事事件・最高裁判決（昭和59年2月24日）

自由競争経済秩序と、当該行為によって守られる利益とを比較衡量して、「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する」という究極の法目的に実質的に反しないと認めら得るような例外的な場合をいうとされる。

※ サステナビリティと競争法との間に「衝突」があり得るという場面について、二者択一を迫られるような厳しい（例外的な）状況の文脈で述べられていた、「公共政策（public policy）に関する事項については、従前からの独禁法・競争法の議論における「効率性 efficiency」を巡る議論として扱うことができることが多い、とされる」といった指摘は、我が国の独禁法においては、「競争の実質的制限」のほか、究極的には、この「公共の利益」を巡る議論において検討されうる議論であるようにも思われる。



事業者団体の活動（基礎的な事項の確認）

- 独占禁止法8条
- 第八条(事業者団体の禁止行為)
事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
 - 1 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
 - 2 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。
 - 3 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
 - 4 構成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。)の機能又は活動を不当に制限すること。
 - 5 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

事業者団体の活動（基礎的な事項の確認）

- 公正取引委員会「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」
- 事業者団体の実際の活動と独占禁止法
- 事業者団体が、事業者の事業活動の諸要素のうち、事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量、取引に係る顧客・販路、供給のための設備等重要な競争手段である事項について制限することは、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすものである。また、事業者団体が、新たな事業者の参入を制限し、又は既存の事業者を排除する活動を行うことも、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすものである。
- 「1 価格制限行為」から「5 参入制限行為等」までで具体的に挙げられるような制限行為により市場における競争を実質的に制限することは法第八条第一号の規定に違反する。
- また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、これらの制限行為は原則として法第八条第三号、第四号又は第五号の規定に違反する。
- 事業者団体が、商品又は役務の種類、品質、規格等や営業の種類、内容、方法等について制限することは、市場メカニズムに及ぼす影響が上記の価格等に係る制限に比べれば直接的であるとは必ずしもいえないが、法第八条第三号、第四号又は第五号の規定に違反するかどうか問題となる。また、このような制限行為により市場における競争を実質的に制限し法第八条第一号の規定に違反する場合もあり得る。



公取委リサイクル・ガイドライン

Ⅱ 5 リサイクル費用に係る共同の取組

リサイクル等を行うことが法令で義務付けられ、又は社会的に強く要請される場合であって、リサイクル等に対する取組に相応の追加的なコストが継続的に必要とされるため、廃棄物の回収・運搬又は再資源化のための処理等に要する費用（以下「リサイクル費用」という。）の負担を消費者等の需要者（以下「需要者」という。）に求めなければ、リサイクル等の推進が困難となる場合において、事業者が共同して又は事業者団体がリサイクル費用に関して様々な取組を行うことがあるが、これについての独占禁止法上の考え方は次のとおりである。

(1) 徴収方法に関する自主基準の設定

ア 事業者がリサイクル等に対する取組の一環として、需要者に製品を販売する際に廃棄物を回収することがあるが、この場合、リサイクル費用の徴収方法として、リサイクル費用相当分を製品の本体価格に含めて需要者から徴収する方法と本体価格とは別にリサイクル料金として徴収する方法がある。

このような場合に、事業者が共同して又は事業者団体が、需要者の理解を得るため、本体価格とは別にリサイクル料金として需要者から徴収する旨を自主的な基準として設定したとしても、その遵守を強制しないものである限り、独占禁止法上問題ないものと考えられる（事例5及び事例6参照）。

イ ただし、事業者が共同して又は事業者団体が具体的なリサイクル料金の額を決定することは、製品の販売と廃棄物の引取りが一体として行われることから、製品市場における競争に与える影響が大きく、また、事業者のリサイクル等に要する費用を削減していこうとする意欲を損ない、効率的なリサイクル等の推進そのものを阻害することになると考えられ、リサイクル市場における競争に与える影響も大きく、独占禁止法上問題となる（独占禁止法第三条又は第八条第一号）。



公取委リサイクル・ガイドライン

(2) 徴収時点に関する自主基準の設定

事業者が新たにリサイクル等に対する取組を行う場合、リサイクル費用を廃棄物の回収時に需要者から徴収する方法や製品の販売時にあらかじめ製品の販売価格に含めて徴収する方法などがあるところ、事業者が共同して又は事業者団体が、需要者にとって分かりやすい徴収の仕組みとし、リサイクル等の円滑な推進のため、リサイクル費用の徴収時点を廃棄物の回収時とするか、製品の販売時とするかについて自主的な基準を設定したとしても、その遵守を強制しないものである限り、[独占禁止法](#)上問題ないものと考えられる。

(3) 表示方法に関する自主基準の設定

リサイクル等に対する取組に相応の追加的コストが継続的に必要とされることから、需要者の理解を得るため、事業者が共同して又は事業者団体がリサイクル費用に関する表示についてひな型を示すなど自主的な基準を設定したとしても、その遵守を強制しないものである限り、[独占禁止法](#)上問題ないものと考えられる。ただし、事業者が共同して又は事業者団体が具体的なリサイクル費用の額を取り決めることは、製品の販売価格の引上げにつながることから、[独占禁止法](#)上問題となる（[独占禁止法第三条](#)又は[第八条第一号](#)）（事例2参照）。



公取委・レジ袋有料化の件

12 レジ袋の有料化に伴う事業者団体による単価統一等の取組

特定の業態の小売業者を会員とする団体が、レジ袋有料化の義務付けに伴い、会員の店舗において提供されるレジ袋について、従来のレジ袋は今後提供しないこととし、環境負荷の小さいレジ袋を単価3円で提供することを内容とするガイドラインを策定することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

1 相談者

X協会(特定の業態の小売業者〔以下「特定小売業者」という。〕を会員とする団体)

2 相談の要旨

(1) X協会は、特定小売業者を会員とする団体である。我が国における特定小売業者のほとんどは、X協会の会員となっている。

(2) かねてから、X協会の会員である特定小売業者は、店舗で商品を購入した一般消費者に対して、レジ袋を無償で提供してきた。

(3) 令和元年5月に政府が制定した「プラスチック資源循環戦略」ではプラスチック製容器包装・製品に係るリデュース(削減)等の徹底が重点戦略の一つとして位置付けられている。その取組の一環として、令和2年7月から、小売業者が提供するレジ袋について、原則として有料化が義務付けられることとなった。環境負荷の小さい一定のレジ袋は有料化の義務付けの対象外とされているが、当該レジ袋についても、政府のガイドラインにおいて、リデュース等の徹底という観点から、環境性能に応じた適正な対価が支払われることが期待されている。

(4) X協会は、このような状況を踏まえ、また、自らが一般消費者に対して実施したレジ袋に関する意識調査の結果も勘案して、会員の店舗において提供されるレジ袋について

ア 有料化義務付けの対象となるレジ袋の提供を取りやめる一方で、環境負荷が小さく、有料化義務付けの対象外である特定の種類のレジ袋(以下「特定レジ袋」という。)を有料で提供することとする

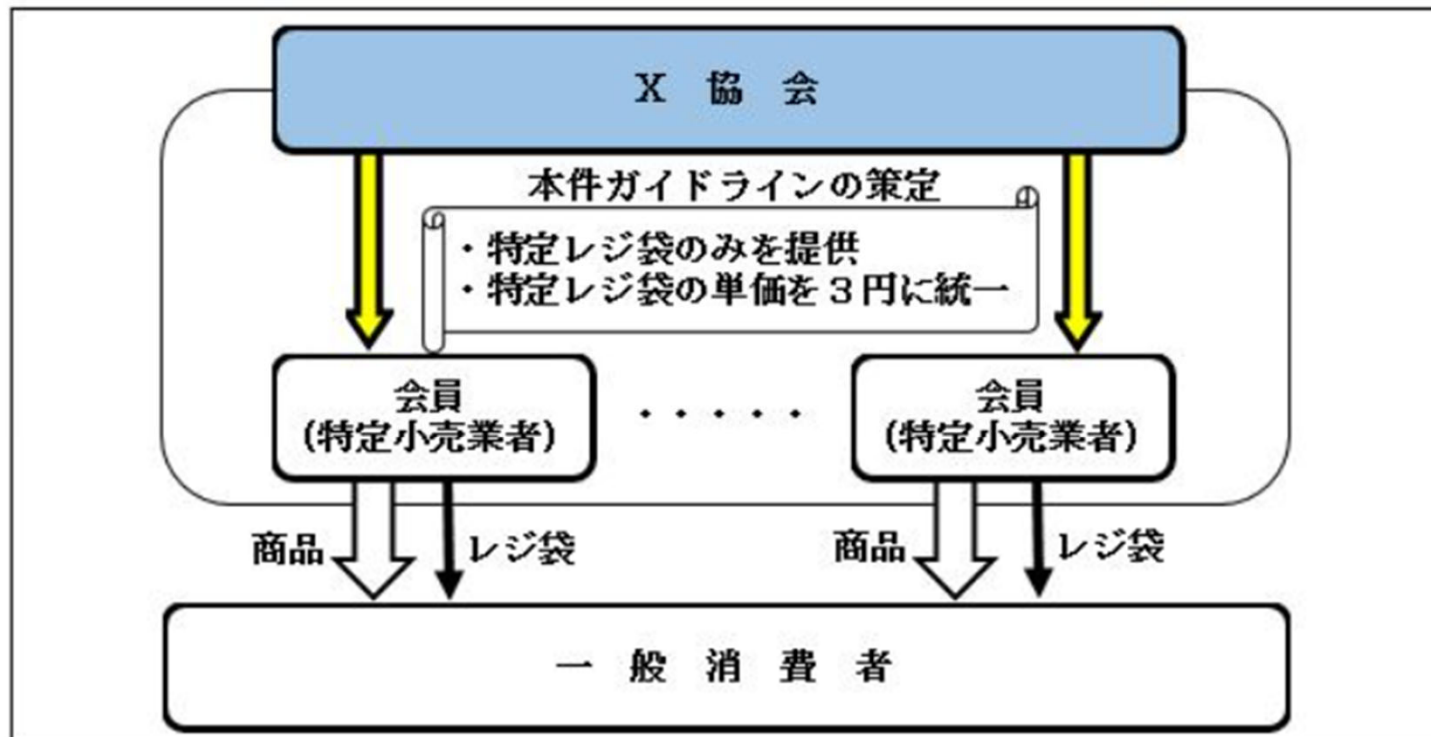
イ 特定レジ袋の価格は、単価3円とすることを内容とするガイドライン(以下「本件ガイドライン」という。)を策定することを検討している。本件ガイドラインを遵守するか否かは、会員の自由である。

このようなX協会の取組(以下「本件取組」という。)は、独占禁止法上問題となるか。



公取委・レジ袋有料化の件

- 本件取組の概要図



4 回答

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

なお、本件取組を行うに際しては、会員からの意見聴取の十分な機会が設定されるべきであるとともに、必要に応じ、商品の需要者である一般消費者や知見のある第三者等との間で意見交換や意見聴取が行われることが望ましい。



公取委・レジ袋有料化の件

3 独占禁止法上の考え方

(1)独占禁止法第8条第1号関係

ア 事業者団体が、構成事業者が供給し、若しくは供給を受ける商品若しくは役務の価格を決定し、又はその維持若しくは引上げを決定し、これにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、独占禁止法第8条第1号の規定に違反する(事業者団体ガイドライン第2-1-1〔価格等の決定〕)。

イ(ア) 特定小売業者の顧客である一般消費者にとって、店舗において提供されるレジ袋は、購入した商品を持ち帰るために使用するものである。一般消費者がレジ袋の提供を受けること自体を目的として入店することは考えにくく、その点に関しては、レジ袋の有料化義務付けが実施された後においても同様であると考えられる。特定小売業者の競争手段は、店舗における商品の提供であり、レジ袋の提供は、商品の提供に付随する副次的なサービスの一つにすぎない。

このため、本件の一定の取引分野については、レジ袋の取引ではなく、我が国における特定小売業者の業種に係る小売業(当該小売業における商品の販売分野)と画定した。

(イ) X協会の会員は、店舗で販売する商品の価格、品質、品揃え等について競争を行っている。本件取組は会員が販売するレジ袋の種類及び単価を決定するものであるところ、本件取組が実施されても、副次的なサービスであるレジ袋の提供の方法が制限されるだけであり、会員間における商品に関するこれらの競争を制限することにはならない。また、本件取組は、政府が進めるプラスチック資源循環戦略の趣旨を踏まえた正当な目的に基づくものであり、取組の内容も当該目的に照らして合理的に必要とされる範囲内のものである。

ウ したがって、本件取組は、一定の取引分野における競争を実質的に制限するものではなく、独占禁止法上問題となるものではない。



公取委・レジ袋有料化の件

(2)独占禁止法第8条第4号関係

ア(ア) 事業者団体が、構成事業者が供給し、若しくは供給を受ける商品若しくは役務の価格を決定し、又はその維持若しくは引上げを決定する行為は、一定の取引分野における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、構成事業者の機能又は活動を不当に制限するものとして、原則として独占禁止法第8条第4号の規定に違反する。

もっとも、本件取組については、資源・環境に係る課題への対応という社会公共的な目的に基づく自主規制という側面があるため、後記(イ)の事業者団体ガイドラインの考え方を踏まえて、独占禁止法第8条第4号に違反することとなるか否かについて検討を行う。

(イ) 自主規制等に関して、その競争阻害性の有無については

- ・ 競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか及び

- ・ 事業者間で不当に差別的なものではないか

の判断基準に照らし

- ・ 社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものかの要素を勘案しつつ、判断される。

また、自主規制等の利用・遵守については、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主規制等の利用・遵守を構成事業者に強制することは、一般的には独占禁止法上問題となるおそれがある(事業者団体ガイドライン第2-8(2)〔自主規制等〕)。

イ 本件取組は

(ア) レジ袋に係るリデュース等の徹底という政府の方針を踏まえた正当な目的に基づくものであること

(イ) 環境への影響に鑑みると、環境負荷が小さい特定レジ袋への切替えを進めることが望ましいこと

(ウ) 特定レジ袋については、有料化の義務付けの対象にはなっていないものの、政府のガイドラインにおいて環境性能に応じた適正な対価が支払われることが期待されており、会員間の価格競争によってレジ袋削減という目的の達成を妨げるような安価での提供に陥らないようにする必要があるため、X協会による意識調査に基づく一般消費者の認識等を踏まえて、価格に関する具体的な基準を示すことが適当であること等から、正当な目的に照らして合理的に必要とされる範囲内のものと認められる。

ウ 本件取組により、需要者である一般消費者は、従来無料で提供されていたレジ袋について単価3円を支払うこととなるが、本件取組が正当な目的に照らして合理的に必要とされる範囲内のものであることを踏まえると、本件取組によって需要者の利益を不当に害するとはいえないと考えられる。

エ 本件ガイドラインの内容は、会員間で差別的なものではない。

オ 本件取組は、会員に対して本件ガイドラインの遵守を強制するものではない。

カ 以上によれば、本件取組は、X協会の会員の機能又は活動を不当に制限するものではなく、独占禁止法上問題となるものではない。

なお、前記アの判断基準に照らし本件取組が競争を阻害することがないようにするとの観点から、本件取組を行うに際しては、X協会において、会員からの意見聴取の十分な機会が設定されるべきであるとともに、必要に応じ、商品の需要者である一般消費者や知見のある第三者等との間で意見交換や意見聴取が行われることが望ましい。



本日のまとめ(再掲)

- 新たな社会的価値の実現を目指して、事業者間での連携による取組みが自発的に組成され、あるいは、新たな社会情勢の変化に対応するためにそのように連携した取組みが要請されることがある。それ自体は、独禁法の観点からも、競争促進的であるとして、おそらく通常、特に問題視されるべきものではないことが想定される。
 - 例 サステナビリティと競争法・独禁法
- しかし、本来「各社各様」で行われるべき事業活動について、連携して取り組むこと(足並みを揃えること)は、時にカルテルリスクを孕むものであることに注意を要する(例えば「技術」の採否など)。
- まず、行為の「目的」を明確に定め、その「正当」性を確認する。
 - 「目的」が、一見「競争促進的」でも、実質として「抑制的」なら、この「正当」さが否定され得る。
 - 前提問題として、何が「正当」なのかということ自体が問われることも、今後生じるのかもしれない。
- 次に、その「『目的』に照らして合理的に必要とされる範囲」という考え方に照らして、その行為の中で、関係者の間で連携・協調することを検討している事項・手段について、実際に連携・協調が必要か、個別に検討する。
 - 特に、数量、技術、製品、設備、取引の相手方にあたる場合には、要注意。ただし、これらにあたるからといって直ちに違反とは限らない。
 - この事項・手法の定め方次第で、実は競争に対して「抑制的」な「目的」が、背景とされているのではないかという議論(疑念)も生じうる。少なくとも「具体的な最低目標ライン」の設定等に関する限りでは、公的な法規制によって定められる方が懸念が少ないのではないかといった指摘がなされるゆえんである。
 - ただし、「最低目標ライン」を越える目標を設けるといった手法についての問題もありうる。



参考資料

- OECD (2020), Sustainability and Competition, OECD Competition Committee Discussion Paper
 - <http://www.oecd.org/daf/competition/sustainability-and-competition-2020.pdf>
- Competition & Markets Authority (CMA)(2021), Environmental Sustainability Agreement and Competition Law
 - <https://www.gov.uk/government/publications/environmental-sustainability-agreements-and-competition-law/sustainability-agreements-and-competition-law>
 - [Environmental sustainability initiatives and competition law - Competition and Markets Authority \(blog.gov.uk\)](#)
- 公取委「リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針」(リサイクル・ガイドライン)
 - <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/risaikuru.html>
- 公取委「独占禁止法に関する相談事例集(令和元年度)について レジ袋の有料化に伴う事業者団体による単価統一等の取組」
 - <https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/r2/r1nendomokuji/r1nendo12.html>



当事務所における 近時の対応案件/中心に対応している弁護士 等

独占禁止法関連

- 国内外の行政・刑事違反事件調査対応、不服申立て対応、関連する自主的社内調査対応（課徴金減免申請、司法取引等の手続対応を含む）、事後的な法令遵守の維持向上のための措置・活動対応
- M&A・業務提携等に関する分析検討、企業結合規制手続対応
- 流通戦略、知財戦略等に基づく取引先との契約交渉、締結・履行等に際しての分析検討
- 他事業者による違反事案対応（公正取引委員会に対する申告、民事提訴等）

セミナー開催／社内研修講師

M&Aにおける対象会社の独占禁止法リスクの検証

コーポレート法務関連

- 有事対応に関する事後検証（再発防止策、役員責任等）
- コンプライアンス体制・内部統制システム整備
- 適時開示対応

特殊な事業分野の独占禁止法適用除外

契約法務関連

- 不公正な取引方法、下請法対応

広告審査



景表法対応

パートナー



向 宣明

MUKAI, Nobuaki

国内外のカルテル事案や流通戦略に基づく取引行為・その他事業活動に対する独占禁止法違反（行政・刑事）の嫌疑の調査／国内外の事業提携や企業結合審査案件／第三者委員会の委員就任など、有事対応への事後検証や再発防止体制の立案策定／同法違反に起因する民事責任を巡る係争対応 等。
2016年2月～17年3月：公正取引委員会「独占禁止法研究会」会員（裁量型課徴金制度を含む課徴金制度の在り方について）。／19年7月～競争法フォーラム常務理事・事務局／20年9月～日本弁護士連合会司法制度調査会・商事経済部会副会長（独禁法関連担当）



森口 倫

MORIGUCHI, Rin

弁護士登録以来、談合・カルテル事件について、リニエンシー・取消訴訟等を常に手掛けるほか、企業結合・事業提携に関する業務も取り扱う。談合・カルテル等の企業不祥事を含む事件処理や役員責任に関する相談も数多く経験している。金融庁への出向経験を有しており、企業開示や取引所関連の相談にも対応する。
2009年4月～10年9月：金融庁総務企画局市場課専門官
第一東京弁護士会総合法律研究所会計・監査制度研究部会副会長、同金融商品取引法研究部会員



杉本 亘雄

SUGIMOTO, Nobuo

弁護士登録以降、数多くの国内外の企業に対して、談合・カルテル調査、国内外の企業結合審査、流通・販売政策や業務提携、知的財産権のライセンスに関する助言等を行っている。プラントエンジニアリング、製薬、医療機器といった取引分野に精通し、コーポレートガバナンスや人事政策に関する相談にも常時対応している。国内金融機関法務部や公共設備エンジニアリング企業法務部への出向経験も有する。



小林 崇

KOBAYASHI, Takashi

98年4月 - 05年3月ソニー株式会社勤務（法務部、知的財産渉外部他）
競争法フォーラム会員、第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員、同知的所有権法部会員 国内外の数多くのカルテル・談合事案に携わり、主にリニエンシーを含む当局対応や民事賠償対応を手掛ける。クロスボーダーの企業結合や不正な取引方法に関する案件の他、景表法、下請法等に関する案件についても日常的にアドバイスを行っている。

アドバイザー



南部 利之

NAMBU, Toshiyuki

82年4月公正取引委員会事務局入局／19年7月審査局長を最後に公正取引委員会事務局退官の後、同年12月桃尾・松尾・難波法律事務所入所／04年4月～07年6月官房国際課長として、また11年8月～16年6月官房審議官（国際担当）として海外競争当局等とのバイ・マルチの業務を統括／11年1月～8月審査局犯則審査部長として犯則事件を統括／02年7月～2004年4月取引部消費者取引課長として景品表示法行政を担当



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

アソシエイト



石川 由佳子

ISHIKAWA, Yukako

国内金融機関法務部、公共設備エンジニアリング事業者法務部、海外ファッションブランド事業者法務部への出向経験がある。第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員。
国内外カルテル事案のほか、契約法務に関連して、不公正な取引方法に関するアドバイスや下請法、景表法等に関する相談にも様々な対応している。



田中 翔

TANAKA, Sho

競争法フォーラム会員
国内外のカルテル・談合に関するリニエンシー申請、民事賠償対応等に携わる。デジタル・プラットフォーム分野を含む独禁法に関する相談や、景表法・下請法に関する相談にも日常的に対応している。刑事専門事務所に在籍した経験があり、経済事件を含む刑事事件に関する豊富な経験を有する。



橘川 裕樹

KIKKAWA, Hiroki

第二東京弁護士会経済法研究会会員
外資系法律事務所在籍時より、国内外の企業結合事案やカルテル・談合事案に従事。労働法案件を数多く手掛け、従業員による企業不祥事事案において助言を行うほか、日常的に、景表法や下請法等に関する助言も行っている。



ご清聴ありがとうございました

桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士 向 宣明
(独占禁止法プラクティスグループ・リーダー)

ニューヨーク州弁護士登録
立命館大学法科大学院講師(独占禁止法)
競争法フォーラム常務理事・事務局長

〒102-0083
東京都千代田区麹町4丁目1番地
麹町ダイヤモンドビル
電 話 03-3288-2080
ファクシミリ 03-3288-2081

